

訪問介護事業所 契約書・重要事項説明書

社会福祉法人 檜葉町社会福祉協議会
福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5－5

檜葉町社会福祉協議会指定訪問介護事業所契約書

様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会訪問介護事業所（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問介護事業について、次のとおり契約します。

○第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な訪問介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○第2条（契約期間）

この契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの一年間とします。

- 2 契約満了の一ヶ月前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

○第3条（介護保険証の提示）

利用者が介護保険証の交付を受けたときは（区分変更や有効期間満了による再交付を含む）、事業者へ介護保険証を提示します。

○第4条（サービスの内容）

利用者が提供を受けるサービスの内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。

事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、事前に利用者およびその家族に説明します。

- 2 事業者のサービス従事者は、居宅サービス計画に沿って【重要事項説明書】に定めた内容のサービスを提供します。
- 3 第2項のサービス従事者は、介護福祉士または訪問介護員養成研修1～2級課程を修了した者です。
- 4 個別支援計画書が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の個別支援計画書を作成し、それをもってサービスの内容とします。

○第5条（サービス提供の記録）

事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

○第6条（料金）

利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金請求書を、翌月18日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金を翌月27日に指定金融機関の口座振替により支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従事者がサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

○第7条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対して、サービスの中止を通知することができますが、キャンセル料金については【重要事項説明書】に定める内容になります。

○第8条（料金の変更）

事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互い取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

○第9条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定が要支援1・2又は非該当(自立)と認定された場合
- ③ 利用者が転出した場合
- ④ 利用者が死亡した場合

○第10条（秘密保持）

事業者および事業に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

○第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責め帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

○第12条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡または救急車の手配等必要な措置を講じます。

○第13条（身分証携行義務）

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

○第14条（連携）

事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

○第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

○第16条（本契約に定めのない事項）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

○第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会

「訪問介護事業所」重要事項説明書

令和7年9月1日現在

1. サービス提供責任者

氏 名 大 泉 利 枝

連絡先 0240-25-1077

(やまゆり荘)

2. サービスの内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

- ① 介護支援専門員が毎月お届けする利用票を参考にして下さい。
- ② 社会福祉協議会のヘルパー（登録ヘルパー含む）がサービスを提供します。
- ③ サービス提供責任者が事前に同意を得た訪問介護計画書に沿って、身体介護・生活援助のサービスを提供します。
利用者様本人がサービス提供時ご不在の場合、サービスを提供することはできませんのでご注意ください。（ご家族がいてもできません）

※ 提供できないサービスの例

- ・ 直接ご本人の援助に該当しないサービス
- ・ 日常生活の援助に該当しない行為
- ・ 日常に行われる家事の範囲を越える行為
（例：大掃除、窓ガラスふき、草むしり、利用者以外の洗濯・調理等）

3. 料 金

お支払いいただく料金は下記のとおりです。

（1単位：10円）

身体介護		基本	自己負担金 1割	自己負担金 2割	自己負担金 3割
	20分未満	163 単位	163 円	326 円	489 円
	20分以上 30分未満	244 単位	244 円	488 円	732 円
	30分以上 1時間未満	387 単位	387 円	774 円	1161 円
	1時間以上 1時間半未満	567 単位	567 円	1134 円	1701 円
	以降 30分増す毎に算定	82 単位	82 円	164 円	246 円
生活援助	20分以上 45分未満	179 単位	179 円	358 円	537 円
	45分以上	220 単位	220 円	440 円	660 円
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	65 単位	65 円	130 円	195 円

※ 早朝（午前7～8時）と夜（午後6～9時）は25%加算になります。

※介護保険負担割合についてはお手元の負担割合証をご確認ください。

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収

する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 通常の事業の実施地域の境界から、片道 25 キロメートル未満 1,480 円
- 二 通常の事業の実施地域の境界から、片道 25 キロメートル以上 1,850 円

4. 初回加算 1 月につき 200 単位（1 割負担で 200 円/月）加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合に算定されます。

5. 緊急時訪問介護加算 1 回につき 100 単位（1 割負担で 100 円/回）加算

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に算定されます。

6. 特別地域訪問介護加算 介護報酬単位の 15%加算

定められた地域に事業所がある場合に算定できる加算であり当事業所の所在地域は山村振興法第 7 条第 1 項の規定により指定されているため該当します。

7. キャンセル規定

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

時 期	キャンセル料
当日の朝 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無料
上記以外の場合	当該基本料金の 20%

※連絡なしに利用者様ご本人が外出された場合も、キャンセル料の対象となりますのでご注意ください。

8. 健康上の理由による中止

サービスの種類により、健康上の理由にてサービスを中止する場合があります。

- ①当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止をすることがあります。その場合ご家族に連絡の上適切に対応します
- ②ご利用中に体調が悪くなった場合、ご家族に連絡の上、必要に応じて速やかに主治の医師に連絡または救急車の手配等必要な措置を講じます

※サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日振替えることができます。

ただし、派遣するヘルパーの予定が入っている日には振替できませんのでご了承下さい。

9. 第三者評価の実施状況

サービスに関する第三者評価については行っておりません。

10. 虐待防止のための措置に関する事項

- ①事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし、職員の研修に努める。また、利用者が家族等から虐待を受けている可能性を疑った場合には、速やかに調査し、必要があると認めた場合には各関係機関に相談し支援を求めるものとする。また、成年後見制度の利用希望者には、制度利用を支援するため、各関係機関との連絡・調整に努める。
- ②本会は、事業所における虐待の防止のための対策等を検討する「虐待防止・身体拘束等適正化検討委員会」を設置し、次に掲げる事項について所掌する。
 - (1) 虐待防止・身体拘束等適正化に向けた取組に関すること
 - (2) 虐待防止・身体拘束等適正化相談窓口寄せられた事例についての相談及び苦情解決に関すること
 - (3) 虐待防止・身体拘束等適正化に向けた職員の指導、研修等に関すること
 - (4) その他、虐待防止・身体拘束等適正化に向けて必要と認められる環境の整備等に関すること

11. 相談、要望、苦情等の窓口

サービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者までお申し出下さい。

- | | | |
|---------------|-------------------------|---------------------------|
| ・ 苦情受付担当者 | 大泉 利枝 | ☎ 0 2 4 0 - 2 5 - 1 0 7 7 |
| ・ 苦情解決責任者 | 檜葉町社会福祉協議会事務局長
福井 光治 | ☎ 0 2 4 0 - 2 5 - 4 1 5 7 |
| ・ 福島県運営適正化委員会 | | ☎ 0 2 4 - 5 2 3 - 2 9 4 3 |
| ・ 檜葉町役場 保健福祉課 | | ☎ 0 2 4 0 - 2 3 - 6 1 0 2 |

※ 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会
〈住 所〉 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5－5
〈代 表 者〉 会 長 松 本 幸 英 印

説明担当者 氏 名 _____ 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

《利用者》

住所 _____

氏名 _____ 印

《代理人》

住所 _____

氏名 _____ 印